

件名:新型コロナウイルス感染症(カラカス首都圏チャカオ市の外出禁止令の対象時間の変更)

<ポイント>

- ミランダ州チャカオ市長が、外出禁止令の対象時間の変更を発表しました。
- 午前6時から午後6時までの時間以外が外出禁止の対象となります。

<本文>

1 3日、ミランダ州チャカオ市のドウケ市長が発表した外出禁止令について、同市長は、その後、午前6時から午後6時までの時間以外が外出禁止の対象になると、対象時間の変更をビデオメッセージで発表しました。

2 既に感染者数が増加した各国のように、感染者数が爆発的に増加し、医療体制が追いつかない事態も起こりえますので、予防が非常に重要です。以下のような予防に努めてください。ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒やうがい薬による代替手段の確保等も重要です。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

- ・手洗い・うがいの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける

3 現在、ベネズエラ・ボリバル共和国政府が実施している社会的集団隔離により、ほぼ全ての国内・国際線が運航停止している他、州や市をまたいだ車両の通行が制限されています。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考:当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考:ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話:(+58)-212-262-3435

FAX:(+58)-212-262-3484

ホームページ:<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>